

### 第三者評価結果

事業所名：川崎市わーくす川崎

#### A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; ホワイトボードに作業室全体の地図を描き、作業場所や担当者をマグネットで表して視覚化することで、作業現場理解の補助としています。軽作業や清掃などの活動内容は利用者の意向を大切に選択し、体力、動作、集中力、手指の巧緻性などを見ながら具体的な作業内容を決定しています。個別の治具を作成したり、荷台の置き場をテーピングで示すなど、利用者がスムーズに作業できるように個別の対応をしています。緩衝材の材料や文具を入れる棚のプラスチックバスケットも色分けや数字で表し、「どこで、何をするか」がわかりやすく、安心して作業が行える環境設定になっています。「いつでも就職できるように」とモチベーションアップを図りながら、服装や挨拶のアドバイスをしています。日帰りバス旅行のしおりを利用者が作成し、行事の食事は複数から選べるなど、自己実現や自己選択の機会を提供しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人では権利擁護マニュアルを整備し、虐待防止と身体拘束排除について職員ハンドブックで説明しています。虐待にあたる行為、虐待の通報義務、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3原則、役所への手続きなどを記載しています。サービス利用契約書には事業者の具体的な義務として安全配慮義務や身体拘束の禁止の項目があり、契約時に利用者や家族に説明して理解を得ています。内部研修では職員倫理行動マニュアルの読み合わせの機会を設け、利用者との適切な関係性を築くように指導しています。また、法人では事故検証委員会と賞罰委員会を組織し、再発防止について検討する仕組みができています。施設に相談支援事業所を併設しているので、相談支援員が自宅へ訪問した際に、家族など養護者による権利侵害を発見する可能性もあり、その際には関係機関で連携を取り合い、利用者の権利擁護へ取り組む体制ができています。</p>	

#### A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; モニタリングや定期面談、日々の利用者とのコミュニケーションから、利用者の望む生活の理解に努めています。一人ひとりの強みと弱みを的確に把握して、個別支援に結び付けています。作業手順を視覚化したり、パーテーションで安心できる空間を作ったり、治具を提供するなど、利用者が自分の力を出して、一人でできる環境設定をしています。「どこまでできるか、なぜできないのか、できるためには何が必要なのか」を検討しながら、職員は利用者の自立を支えています。利用開始時に「わーくす川崎の一日」「わーくす川崎のルール」を配布し、事業所での過ごし方を伝えています。生活関連サービス利用の支援としては、事業所内で区分認定調査を受ける利用者もいます。また、バスのフリーパス購入方法を説明してサポートすることもあります。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 個別性への配慮を大切にしています。利用者の大半は「自分の気持ちをわかって欲しい、話を聞いて欲しい」とコミュニケーションへの意欲を持ち、休憩時には利用者同士が集まり、また職員も輪に加わって会話を楽しんでいます。職員はゆっくりといねいに話を聞いたり、イラストや文字を多用したり、家族に代弁者として協力を得るなどして、コミュニケーションを深めています。意思表示や伝達が困難な利用者にとっては、更生相談所や相談支援センターなどの専門機関と連携し、様々なコミュニケーション方法を探求しています。日常的に利用者が事業所内線を使用して作業連絡をしたり、就労へ向けたビジネスマナー講座受講の機会を設けるなど、コミュニケーションのスキルアップを図っています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 就労継続支援B型では個別支援計画書のモニタリングを含め、8~9月と1~3月に利用者面談を行っています。就労移行支援では年1回~4回、必要に応じて家族なども出席し、三者面談の形をとっています。面談の他にも、日頃から利用者と職員とのコミュニケーションは活発であり、休憩時間の事業所は活気があります。利用者ニーズの聞き取りから、グループホームやショートステイ、ガイドヘルパーのサービス利用の希望を把握しています。サービスの利用については職員が情報提供をしますが、利用者同士でもさまざまな情報を交換しています。グループホームや一人暮らしを視野に入れて、掃除や洗濯の工夫やお金の管理など、利用者の悩みや質問に対して職員と一緒に考える姿勢をとっています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 日中の作業活動には、企業から受託の軽作業、川崎市役所からの受託作業、清掃作業があります。作業とは別に、施設周辺の清掃を自発的に行う地域貢献も行っています。利用者の意向と適性に合わせて選択し、個別支援計画に位置付けてサービス提供しています。作業外の活動には、年2回の日帰りバス旅行、盆踊り、暑気払い、忘年会、複合施設内の敬老のつどいと春のつどいなど多彩であり、コロナ対策を万全にして実施しています。年に30日ほど土曜開所日を設けて、事業所に毎日通うモチベーションアップにつながるレクリエーションを企画しています。法人主催の音楽コンサートや絵画展の情報も提供しています。個別支援計画の見直し時には生活面や余暇も再度検討し、利用者の現状を反映させています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 事業所では研修の機会を増やすため、シフトの調整、非常勤職員への声かけ、研修交通費全額補助を行っています。管理者の真摯な姿勢が職員を感化して、学びを大切にする事業所風土となっています。内部研修では「障害って何?」「障害福祉のサービス・制度」「自閉症の歴史」「東田直樹さん動画視聴」などをテーマとし、外部研修では強度行動障害や対人援助、後見人制度について学び、行動援助従事者養成研修にも参加しています。就労支援事業所であり、強度行動障害や不適応行動は表出していませんが、てんかん発作には注意を要し、職員間で対応法を共有しています。また利用者が自分の疲労やストレスのレベルを色で表し、周囲に伝える、カラーパロメーター方式を用いています。「わーくす川崎のルール」には「物をあげたり、貸したりしない」「個人情報には聞かない」「物を大切に扱う」など13項目があり、利用者モラルの維持に寄与しています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 利用者も職員も同じ配達弁当を昼食としていますが、アレルギーのある人は、自宅から持参する場合があります。糖尿病の人には塩分と食事量の調整をしています。季節に合わせて、型取りした野菜を彩りに添えるなどの工夫をしています。飲料は各自が持参して、食堂の冷蔵庫に入れ、休憩時間に水分補給しています。基本的に入浴支援は行っていませんが、稀に失禁などで汚れが激しい時にはシャワー使用が可能となっています。車いす使用の利用者には同性介助を基本とした排泄介助を行い、尿検査のフォローもしています。歩行器使用の利用者には移動介助を行い、歩行時の安全を確保しています。利用者が自力で事業所まで通所しているため、事故の発生などが危ぶまれています。定刻に出席していない場合は、利用者を探しに行くまでの手順を15分刻みで決めて、緊急時の備えとしています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 毎日の作業の一部として、事業所とトイレを利用者と職員が清掃しています。文具や工具を所定の位置に置き、作業時に出るゴミは直ぐに片付ける習慣がついていて、安全に過ごせるように努めています。食堂テーブルにはアクリル板を設置、使用の都度消毒を行い、コロナ対策を継続しています。食堂横に畳スペースをしつらえ、横になって休息できる場所となっています。他者の動きや音が気になる人は、パーテーションで区切った部分で作業に集中するように配慮しています。相談室や更衣室で一人になることができます。事業所の環境についても利用者の満足度を聞き取っています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>作業前にはラジオ体操で身体をほぐし、午後にはストレッチの時間も設けています。作業活動を通じて立ち仕事や荷運びの力仕事も多く、かなりの運動量を確保しています。運動が必要な利用者には、身体を動かす作業を提案することもあります。法人のトランスフィットネス事業部の介護予防プログラムに参加し、脳トレや骨盤体操、「チェアボックス」で楽しみながら運動する機会を提供しています。更生相談所と連携して、訪問リハビリテーションを利用する人もあり、個別支援計画書に位置付けてサービスの利用を継続しています。モニタリングは定期的に行っていますが、機能訓練・生活訓練の計画を見直す視点が十分ではないので、今後の課題となっています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝礼でその日のコンディションを確認してから、作業に入ります。利用者体調管理表に体温、咳や鼻水など諸症状の有無を記入して、コロナ感染対策を継続しています。毎月1回体重と血圧を測定し、嘱託医による健康相談を実施しています。測定値をグラフ化し、年1回の健康診断の結果報告書とともに利用者へ渡し、体重管理や食事内容についてアドバイスする際の資料となっています。その結果、昼食の量を調整するなど具体的な対応につなげています。利用者のかかりつけ医や処方内容を把握して、体調変化などの緊急時に即応できるような体制としています。ごく稀に失禁の処理として、シャワー浴やトイレでの介助を行っています。利用者の健康管理等についての定期的な研修の実施等はできていません。取組が期待されます。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>非該当</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者の希望を聴取してパソコン教室参加や語学サークルなどの情報を提供していますが、学習支援にまでは踏み込めていない現状です。年2回の日帰りバス旅行のレクリエーションや施設外の清掃作業の機会を利用して、社会参加の場を提供しています。長年近隣の駅までの清掃を継続し、地域住民と直接ふれあう機会を得ています。利用者が好きなCDを順番に持ち寄り、休憩時間にその音楽を皆で聞く時間を設けています。音楽を通じてその人となりを理解し、利用者同士が交流する糸口となっています。利用者同士のやり取りについては、家族の意見も考慮しながら関係を取り持っています。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談支援事業所やケアワーカーとチームで支援にあたり、個人面談や利用者評価表を参考にして、生活の希望や困りごとなどを聞き取っています。アパート暮らしやグループホーム入所、移動支援サービスの利用について職員とともに検討し、地域生活の充実と意向の実現を図っています。利用者同士でも、グループホームでの生活やヘルパーとの買い物などの詳細について、情報交換しています。親から独立して一人暮らしを始めるといふ、夢を実現した利用者仲間から情報が得られることで、地域生活への不安が解消され「自分にもできるかも、自分もやってみたい」との自信が身についています。</p>	



A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 面談、電話、メール、連絡帳など、いろいろな手段で家族へ状況報告をしたり、相談を受け付けたりとコミュニケーションを図っています。個別支援計画作成時には家族へ会議参加を促し、支援の方向性を確認し合っています。利用者と家族、双方の意見や希望を聞き取って、家族関係にはデリケートな配慮を心掛けています。ご家族会など家族の来所機会も多く、参加率も高くなっています。ご家族会の取りまとめは管理者が行い、活動スライドの鑑賞や事業報告、福祉サービスの情報交換などを行っています。また親の高齢化に伴う「親亡き後」を共に考える場ともなっています。	

### A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外	

### A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 個別支援計画のモニタリング時に就労支援のサービス提供を振り返っています。また企業など施設外での体験実習を実施して、利用者の経験値を広げるとともに、適性の確認をしています。半年ごとに利用者個別の評価表を用いて、就労に向けた人材評価を行っています。68点満点、4段階に分けて、生産性点数表と多能化点数表に点数を表示します。点数の多寡を見るのではなく、あくまでも「今の自分の姿」を利用者が客観的に把握する根拠としています。ビジネスマナー講座や疑似面接を実施していますが、それは社会生活全般にも通じるマナーやルールでもあり、利用者は仲間とともに楽しく前向きに取り組んでいます。「働くこと」が習慣化するように、家族やグループホーム職員、相談支援専門員などへ生活リズム確立やモチベーション維持への声かけ、促しを依頼して、協力体制を築き、チームで支援しています。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 個別に治具を作成したり、作業やスケジュールを視覚化することで、利用者一人ひとりの「働きたい」思いの実現に向けています。軽作業には緩衝材作成、封入封緘、箱折り、ラベル貼りなどがあり、清掃作業先は複合施設内トイレ、企業のトイレや洗面所、受託先アパートの外まわりや共有部分など、選択肢を増やしています。工賃については契約時に重要事項説明書を読み合わせ、「わーくす川崎工賃規程」に沿って説明しています。利用者会でも定期的に内容を確認して、質疑応答しています。今年度の重点目標の第1番目は「作業工賃向上」であり、事業計画書や作業室内掲示に目標額を明記して、利用者と職員の奮起を促しています。半期ごとに工賃評価を見直し、現況と課題を利用者と共に検討しています。危険が伴う作業は、職員が担っています。作業時間は固定し、定時開始で定時終了であり、残業はありません。休憩時間と休憩場所を確保して、労働環境を整備しています。	

【A19】 A-4-(1)-③  
職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。

a

<コメント>

就労援助センターやハローワークと連携し、職場開拓には数々の取引実績があります。寺院の販売準備を経て水引作成者へ、デイサービスの話し相手担当から車いす移動やフロア担当へ変遷するなど、利用者の意向や希望に随時対応してステップアップを図っています。職場見学や体験実習の機会に、企業や特例子会社にもさまざまな利用者との関わりを持ってもらい、雇用側と就労希望者側の相互理解に努めています。企業に赴き、障害者雇用についての勉強会を継続しています。採用前には必ず一定期間の実習を行い、利用者がその会社や仕事、作業環境と合っているのか見極めていきます。就労後にも定期的に職場を訪問し、ジョブコーチ方式で利用者支援を継続しています。就労定着支援では「就労者の会」を実施しています。就労者が集まり、ゲームや食事を楽しみながら、近況報告や今後の目標について話し合う場を提供しています。